随意契約(相手方指定)調書

件 名	戸籍情報システム改修業務委託	No.5200606
工(納)期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年11月24日	
契約金額	7,394,310円(消費税込み)	

契約相手方		富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店	
		(法人番号:2011401007325)	
相手方指定理由		別紙に記載のとおり。	
備。	考		
,,,	·		

契約審査委員会資料

経理課契約係 R4.11.10

業者選定理由書

件 名	戸籍情報システム改修業務委託
指名業者(案)	名 称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 所在地 東京都板橋区坂下一丁目19番1号 代表者 支店長 松尾 浩一郎
特命理由	本件は、「戸籍法の一部を改正する法律」の一部改正により、法務省が構築する連携システムと区の戸籍情報システムを接続するためのシステム改修作業及びそれに伴う機器の設置等を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、現行システムの導入及び運用支援等を受託しており、同システムのパッケージの著作権を保持していることから、システム改修や連携テスト等を含む本件を履行できるのは上記業者に限られる。 以上の理由から、上記業者を契約相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)